

和光市建設工事（土木・設備工事）における「週休２日制工事」実施要領

（目的）

第１条 この要領は、和光市が発注する建設工事（上下水道部が発注する建設工事を含む）のうち、土木及び設備工事（建築付帯設備工事を除く）における「週休２日制工事」を実施するために必要な事項を定め、もって週休２日を促進することを目的とする。

（週休２日制工事の考え方）

第２条 週休２日制工事とは、対象期間において４週８休以上の現場閉所に取り組む方式（以下「週休２日制工事（現場閉所型）」という。）及び対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら４週８休以上の休日確保に取り組む方式（以下「週休２日制工事（交替制）」という。）をいう。

２ 週休２日制工事（現場閉所型）における用語の定義は以下のとおりとする。

（１）週休２日

① 月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

② 通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

（２）対象期間

契約工期のうち現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

（３）現場閉所

対象期間中に、現場事務所での事務作業も含めて１日を通じて現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保

守点検等、現場管理上必要となる作業を行う場合については、現場閉所日に含めるものとし、現場閉所が確定した段階で、振替作業日の予定も含め、速やかに発注者に報告するものとする。

(4) 現場閉所日

対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

(7) 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

3 週休2日制工事（交替制）における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 週休2日

① 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（対象者の平均休日数の割合（以下、「平休日率」という。）が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

② 通期の週休2日

対象期間において、4週8休（平均休日率が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

(4) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施

工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

(5) 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

(6) 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(対象とする工事)

第 3 条 週休 2 日制工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、週休 2 日制工事（現場閉所型）及び週休 2 日制工事（交替制）のいずれも困難な工事は、例外的に週休 2 日制工事としないことも可能とする。

<対象外工事の例>

- ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- ・対象期間が 1 週間未満の工事

(発注方式)

第 4 条 週休 2 日制工事の発注は、週休 2 日制工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、週休 2 日制工事（交替制）とすることができる。

2 週休 2 日制工事（交替制）として発注した場合において、受注者が週休 2 日制工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手前に受発注者間で協議し、週休 2 日制工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。

3 週休 2 日制工事の発注に当たって、発注者は別紙 1 に基づき入札公告、入札指名について（通知）及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

(工期の設定)

第 5 条 発注者は、契約工期の設定で、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休 2 日の実施に係る受発注者の事務処理期間として 14 日以内を上乗せすることができる。

2 契約工期の変更理由が以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
- (2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した
- (3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた

(4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた

(5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた

(経費の補正)

第6条 週休2日制工事の経費については、以下のとおり補正を行うものとする。

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）

当初の工事費の積算においては、次に掲げる経費に月単位の週休2日の補正係数を乗じた補正を行うものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。

経 費	月単位の週休2日の補正係数	通期の週休2日の補正係数
労 務 費	1. 0 4	1. 0 2
機械経費（賃料）	1. 0 2	1. 0 2
共 通 仮 設 費 率	1. 0 3	1. 0 2
現 場 管 理 費 率	1. 0 5	1. 0 3

※ 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

(2) 週休2日制工事（交替制）

当初の工事費の積算においては、次に掲げる経費に月単位の週休2日の補正係数を乗じた補正を行うものとする。

なお、平均休日率を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。

経 費	月単位の週休2日の補正係数	通期の週休2日の補正係数
労 務 費	1. 0 4	1. 0 2
現 場 管 理 費 率	1. 0 3	1. 0 1

※ 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

(実施方法)

第7条 現場着手前に以下のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

2 対象期間中は以下のとおり対応するものとする。

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）

ア 現場閉所を行う場合は、事前に受注者より現場閉所を行う旨の連絡を受けるものとする。監督員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。口頭による連絡は、工事完了後に受注者が提出する「現場閉所実績報告書（様式2）」の確認が困難であるため、電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい。また、以下に該当する場合は、連絡不要である。

- ・ 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ・ 週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合
- ・ 官公庁の休日の場合

イ 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。

ウ 受注者は、週休2日の確保について下請負人を指導する。

(2) 週休2日制工事（交替制）

ア 受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式3-1）」を発注者に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について発注者の確認を受ける。

イ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

3 現場完成時には以下のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、現場完成日以降3日以内に、現場閉所型においては「現場閉所実績報告書（様式2）」を、交替制においては最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式3-1）」及び「休日確保実績報告書（様式3-2）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。

(2) 発注者は、現場閉所率又は平均休日率の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について必要となる精算変更の契約を行う。

(3) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき精算変更の契約を行う。

（工事成績評定における評価）

第8条 工事成績評定における加点は行わない。なお、週休2日が達成できなかったことによる減点はない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。

別紙 1

一般競争入札公告、入札指名について（通知）及び特記仕様書への「週休 2 日制工事」である旨の明示

<一般競争入札公告>

21 その他

(5) 本工事は、和光市建設工事（土木・設備工事）における「週休 2 日制工事」実施要領の対象工事、週休 2 日制工事（※）である。

※ 発注方式により、「現場閉所型」若しくは「交替制」を記入。

<入札指名について（通知）>

5 その他

(3) 本工事は、和光市建設工事（土木・設備工事）における「週休 2 日制工事」実施要領の対象工事、週休 2 日制工事（※）である。

※ 発注方式により、「現場閉所型」若しくは「交替制」を記入。

<特記仕様書>

建設工事特記仕様書（環境配慮事項）

（週休 2 日制工事）

本工事は、和光市建設工事（土木・設備工事）における「週休 2 日制工事」実施要領の対象工事、週休 2 日制工事（※）である。実施は、この要領によるものとする。実施要領は和光市ホームページで確認のこと。

※ 発注方式により、「現場閉所型」若しくは「交替制」を記入。